

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮瞥町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

## 評価実施機関名

壮瞥町長

## 公表日

平成27年5月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、住民等からの申告情報及び企業等からの支払報告書により住民税額を算出し、賦課徴収を行う。また、申請に基づき課税証明書等の発行を行う。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人住民税の賦課に関する事務</li><li>②個人住民税納税通知書等の送付に関する事務</li><li>③個人住民税の減免に関する事務</li><li>④所得・課税証明書等の発行に関する事務</li><li>⑤納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 町道民税システム</li><li>2. 滞納整理システム</li><li>3. 収納消込システム</li><li>4. 申告受付システム</li><li>5. 口座関連システム</li><li>6. 審査システム(eLTAX)</li><li>7. 国税連携システム(eLTAX)</li><li>8. 団体内統合宛名システム</li><li>9. 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)当初資料ファイル (2)障害者関係ファイル (3)生活保護関係ファイル (4)年金特徴ファイル (5)滞納処分ファイル (6)交渉記録ファイル (7)収納履歴ファイル (8)納税組合員ファイル (9)口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)          1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項          (別表第二における情報照会の根拠)          27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)          (情報提供の根拠)          第1条第2号、第2条第4,5,6,8,9,10,11,12号、第3条第4,5,7,9,10,11,12号、第4条第2号、第6条第3,4,5,6,8,9,10,11号、第7条各号、第10条第1号、第12条第3,5号、第13条各号、第19条各号、第20条第1,3,8号、第21条第6号、第22条第1,2,3,4,5,6,8号、第23条第1号、第25条第1,2,3,6,7,12,13,14,15,16号、第28条第1,2,3,6,7,8,9,10号、第31条第1,3,5号、第34条各号、第35条第3号、第36条各号、第37条第1,3号、第38条各号、第40条各号、第43条第1,2,3,5,8,9,10,11号、第44条第1号、第47条第1項第2,3,4,5,6,7,10,11号、第49条各号、第50条第2,3,4,5号、第51条第4,7,13号、第54条第1,3,4号、第55条第1,3,4号、第58条各号、第59条第1号          (情報照会の根拠)          第20条第1,2,3,4号</p>	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長	税務会計課長 小松 正明
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場税務会計課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

